

CIGS科学技術と法セミナー

原子力裁判における科学と法の役割

—原子力専門裁判所の設置を例に—

令和2年(2020年)10月29日

佐瀬裕史(学習院大学)



● 目次

1. 専門的な訴訟への訴訟制度における対応
2. 司法制度に関する前提事項
3. 現在の「専門裁判所」
 - (1)知財高裁以外の「専門裁判所」
 - (2)知財の「専門裁判所」(知財高裁等)
 - (3)「専門裁判所」がつけられる分野
4. 原子力専門裁判所の可能性



1. 専門的な訴訟への 訴訟制度における対応

1. 専門的な訴訟への 訴訟制度における対応

● 原子力発電所の差止訴訟・仮処分

- 原発についての科学技術を理解する必要

- 法律以外の分野の**専門的な知見を要する訴訟**

- 原発以外にも、医療過誤、建築瑕疵、特許侵害etc

- 裁判官はその分野の知見を有さないのが通常

- 何らかの対応をする必要 — 実体法？ **手続法？**

1. 専門的な訴訟への 訴訟制度における対応

- 手続法における2つの大きな対応策

- ① 事件を審理する訴訟手続における対応

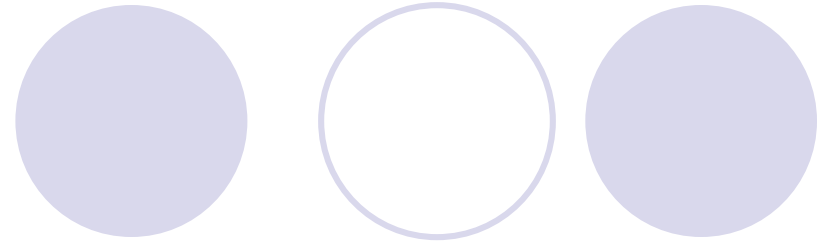
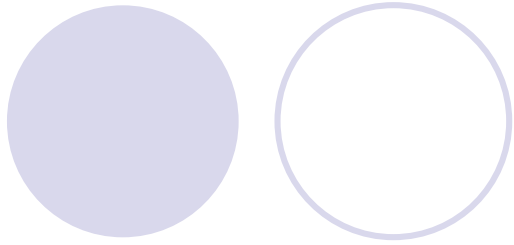
専門的知識を裁判官が得られるようにする

例：鑑定、専門委員、調査官、第三者の参加・・・

- ② 裁判所組織における対応

- 「**専門裁判所**」、専門裁判官

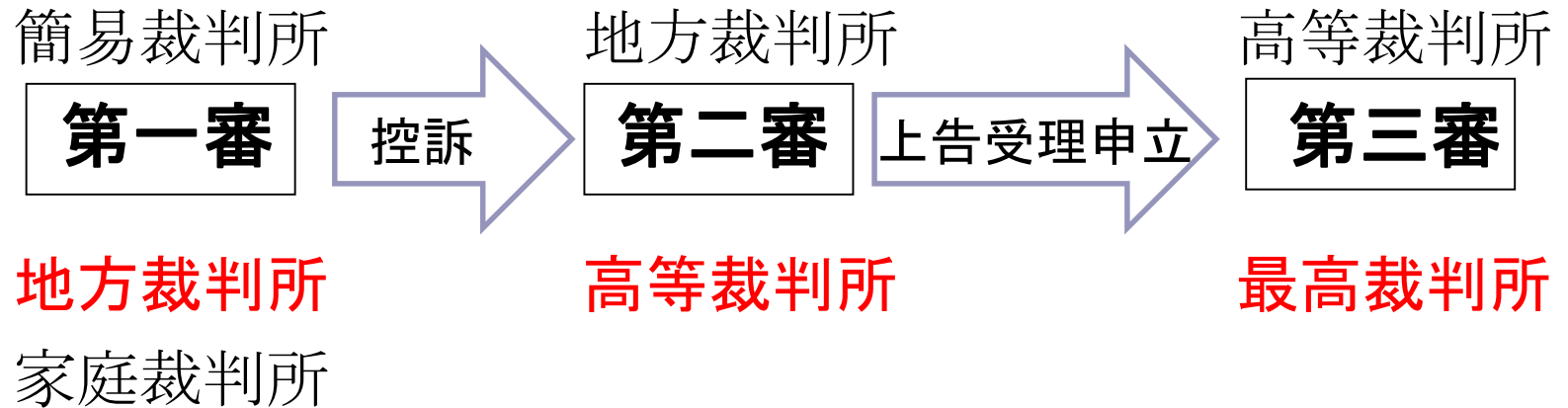
- 専門の裁判所・官であれば、専門的知見を理解する？



2. 司法制度に関する前提事項

2. 司法制度に関する前提事項

● 裁判所の種類、審級制度



最高裁:1 高裁:8(+支部6(知財高裁含む))

地裁・家裁:50(+支部203+家裁の出張所77) 簡裁:438

2. 司法制度に関する前提事項

- 裁判所の管轄

全国にある裁判所のうち、

どこの場所の裁判所で事件を担当するか？

基本的考え：被告住所地の裁判所か、

当該事件と関係のある場所の裁判所

- 原発の差止訴訟・仮処分だと？

- 被告(電力会社)の住所地
- 原発所在地
- 事故で被害を受ける者の住所地

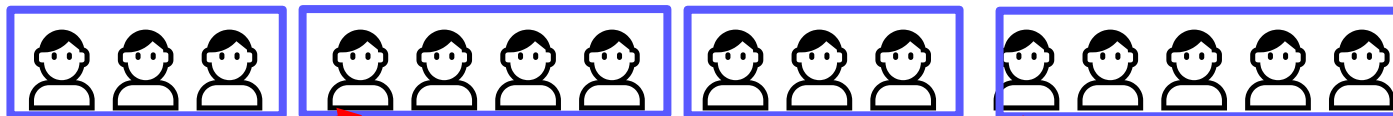
2. 司法制度に関する前提事項

● 裁判所の部

○ 小規模裁判所(○○地裁)



○ 大規模裁判所(○△地裁)



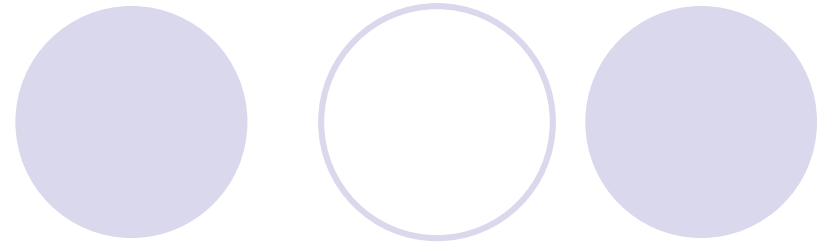
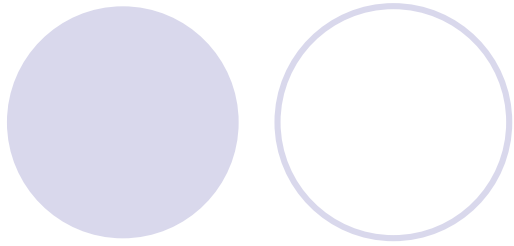
部



事件は、「部」ごとに担当を決める

2. 司法制度に関する前提事項

- 裁判官の人事制度：キャリアシステム
 - ・新卒一括採用類似
 - 法科大学院修了/司法試験予備試験合格
 - 司法試験合格
 - 司法修習
 - 裁判官任官（中途採用は限定的）
 - ・任期10年も、終身雇用的運用
 - ・全国での人事異動あり（通常、数年ごとに異動）
 - ・ジェネラリスト
 - ただし、刑事の人、民事の人、家裁の人



3. 現在の「専門裁判所」

(1) 知財高裁以外の「専門裁判所」

- 「専門裁判所」

- 特定の類型の事件に特化した裁判所？

- × 専門裁判所

- ・・・知的財産高等裁判所、家庭裁判所

- 広義の「専門裁判所」

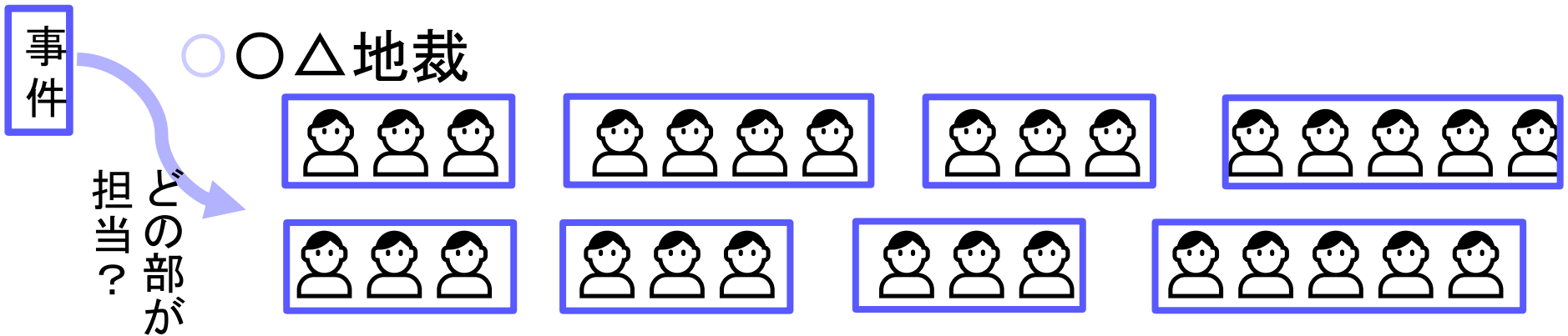
- 特定の事件を集中的に担当する裁判所の「部」も
専門裁判所と考えると、多くの「専門裁判所」がある

(1) 知財高裁以外の「専門裁判所」

- 家庭裁判所（法律により設置）
 - 人事訴訟事件、家事事件、少年事件
 - 地方裁判所
 - 刑事部
 - 民事部
- 地裁によっては、さらに専門分化

(1) 知財高裁以外の「専門裁判所」

- 民事部：地方裁判所の専門部・集中部
 - 管轄のルールにより事件を担当する裁判所が決まり、
その裁判所内部で、どの「部」に事件を割り振るか



- 「部」への事件の割り振りは、**裁判所の内部規程**による

(1) 知財高裁以外の「専門裁判所」

- 民事部：地方裁判所の専門部・集中部
 - 「部」への事件の割振り方を決める内部規定においてある類型の事件を特定の「部」に割り当てることにする
 - * 専門部：特定の種類の事件のみを審理
 - * 集中部：通常事件＋特定の種類の事件を審理
 - 比較的規模の大きい地裁にのみ設置
 - 設置の内容・数は、地裁によって異なる

(1) 知財高裁以外の「専門裁判所」

● 東京地裁の専門部・集中部

- 行政専門部
- 商事専門部
- 労働専門部
- 交通専門部
- 調停・借地非訟・建築専門部
- 知的財産専門部
- 医療集中部
- 保全部
- 執行部
- 破産再生部

(1) 知財高裁以外の「専門裁判所」

● 高等裁判所の集中部

○ 家事抗告集中部

○ 民事抗告集中部

○ 知財関係

* 東京高裁の中の支部：知財高裁（知財部をまとめて）

* 知的財産全般

* 大阪高裁の中の知財部

* 著作権、商標権等（非技術型）

(1) 知財高裁以外の「専門裁判所」

- 専門部・集中部を設置するメリット
 - 同種事件の取扱い(OJT)により、裁判官・書記官個人の専門性・経験向上(法的知識・分野の知識、審理ノウハウ)
 - 人事異動は通常と同じ＝専門裁判官ではない
 - 組織としての知見の蓄積・継承
 - 効率的・適正な事件処理体制の試行・類型化・定型化
 - 実務改善のための研究、発信
 - 外部専門家との窓口(意見交換、協力獲得体制)

(2)知財の「専門裁判所」(知財高裁等)

- 知財事件のうち特許権、プログラム等に関する訴えについて、法律によって、
審理を行う裁判所について特別の取扱い
 - 専門的処理体制の整った裁判所に事件集中
 - 事件を審理する裁判所についての管轄の特則
2004年から
- ⇒ 全国の特許関係事件等が知財専門部で審理
専門分化の程度が他よりも高い

(2)知財の「専門裁判所」(知財高裁等)

● 特許関係等の事件の管轄ルール

	もともと管轄ルール	現在の管轄ルール
第一審	<ul style="list-style-type: none">・被告住所地・事件に関係のある場所・東京/大阪地裁 内部規程により 知財部が担当	<ul style="list-style-type: none">・被告住所地・事件に関係のある場所・東京/大阪地裁のみ 内部規程により 知財部が担当
第二審	地裁を管轄する各高裁 東京・大阪高裁では 内部規程により 知財部が担当	東京高裁のみ 東京高裁内では、 知財高裁*が担当 *法律により2005年設置

(2)知財の「専門裁判所」(知財高裁等)

● 特許関係事件等についての管轄集中の理由

○ 立案担当官の解説

- 発明や考案における技術的範囲についての理解が争われたりするなど、特に高度な専門技術的事項についての理解が不可欠となり、その審理において特殊なノウハウが必要
- 審理の充実・迅速化のため、専門的処理体制が整備されている東京地裁及び大阪地裁に管轄集中
 - 知財専門部には、特許権等に関する訴訟の特殊性を踏まえた審理に精通した裁判官及び技術の専門家である裁判所調査官が集中的に配置

○ 「知財立国」という政治的課題

○ 事件数の偏り

(2)知財の「専門裁判所」(知財高裁等)

● 技術裁判官構想の不採用

○ 技術裁判官構想

- 技術の知識のある人間を裁判官にしたい
- 技術専門家として高度の技術的な知識・能力を有する者を裁判官とする

○ 不採用＝専門裁判官制度を設けない

不採用の理由

- 裁判の本質を法的判断と捉え、法的素養の重視
- 細分化した様々な分野の専門家を揃えられるか
- 技術の陳腐化
- 他の形での専門家の知見の導入が可能

○ 調査官の拡充と裁判官の人事配置

(3)「専門裁判所」がつけられる分野

① 専門部・集中部・知財高裁

○ 類型化できる分野

○ 事件数

○ 分野独自の法(実体法/手続法)

○ 事件処理にノウハウが必要

● 審理運営、専門家の確保、証拠収集

○ 判断に法律以外の専門的な知見が必要

● 薬害、環境汚染・公害、製造物責任など、専門的な知見が必要な訴訟は数多いが、「専門裁判所」の対象は一部

● 訴訟で専門的な知見が必要≠「専門裁判所」

● 専門的な知見を有する人≠裁判官

* 濃淡は、分野によって異なる

○ 東京地裁
行政
商事
労働
交通
建築・借地
借家
知的
医療
保全
執行
破産再生

(3) 「専門裁判所」がつけられる分野

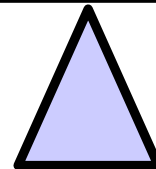
②管轄の集中(特許関係事件等)

全国において、特定の場所の裁判所だけで審理をする

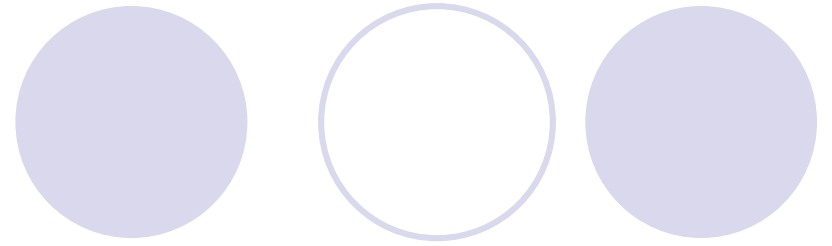
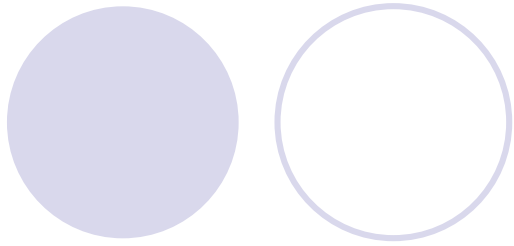
- ・当事者の管轄の利益
- ・事件と関係ある場所で裁判をするメリット



専門的な裁判所の体制による事件処理の必要性



- ・専門的な体制による審理の充実・迅速
- ・何らかの政策目的



4. 原子力専門裁判所の可能性

原子力専門裁判所のイメージ

原発の差止関係事件(+設置許可取消訴訟?)の
第一審を念頭におくと

● 方策1

裁判所が専門部/集中部を特定の地裁に設置?

- 原発差止訴訟: 類型化できる事件類型
- しかし、様々な地裁に少数の事件が係属
 - 一つの地裁で専門部/集中部設置に足りる事件数?
 - いくつかの地裁に設置しても、未設置地裁への係属可能性

→現状では、

裁判所が専門部/集中部を設けるかは疑問

原子力専門裁判所のイメージ

原発の差止関係事件（＋設置許可取消訴訟？）の
第一審を念頭において

- 方策2 **法律**による対応（特許関係事件のように）
 - 立法によって、全国的な専門裁判所（地裁）を設置
 - 実現しやすい具体的な方法としては
 - ① 1-2の特定の地方裁判所に管轄を集中（事件を集める）
 - ② その地方裁判所に、原発の専門部/集中部を設ける
- 実現の相当性について、手続法の観点から、
法律に特則のある特許関係等との比較で検討

原子力専門裁判所のイメージ

- 立法による全国的な専門裁判所の設置
法律に特則のある特許関係等との比較で検討
 - 検討の視点1
専門部/集中部での審理の必要性・合理性の程度
 - 検討の視点2
管轄集中の合理性

法律による「原子力専門裁判所」設置？

視点1 全国的な専門部/集中部設置の 必要性・合理性の程度の比較

特許関係等と比べると、原発差止めはどうなのか？

	特許関係等	原発差止め
類型化できる分野	○	○
事件数	○	△
法律以外の専門的知見	○ あらゆる分野	○
分野独自の法(実体法/手続法)		
事件処理にノウハウが必要 審理運営、専門家の協力確保、証拠収集		

分野独自の実体法/手続法

● 特許関係等

○ 実体法：民法、行政法を踏まえた特許法等で規律

- 特許等は、弁理士という特別の資格があり、訴訟代理も可
- 特許発明の技術的範囲(クレーム)の解釈・均等論、特許無効の審判請求・特許無効の抗弁、発明の新規性(公知の抗弁)、発明の進歩性、訂正の再抗弁(訂正審判請求)、権利の消尽etc

○ 手続法：通常の訴訟。ただし、特許法等に特則あり

● 原発差止め

○ 実体法：民法で規律

- 原発は、周辺住民の人格権を侵害するか
- =原発が周辺住民の生命身体に危害を及ぼす危険の程度

○ 手続法：通常の訴訟

法律による「原子力専門裁判所」設置？

視点1 全国的な専門部/集中部設置の 必要性・合理性の程度の比較

特許関係等と比べると、原発差止めはどうか？

	特許関係等	原発差止め
類型化できる分野	○	○
事件数	○	△
法律以外の専門的知見	○ あらゆる分野	○
分野独自の法(実体法/手続法)	○	×
事件処理にノウハウが必要 審理運営、専門家の協力確保、証拠収集	○	△

法律による「原子力専門裁判所」設置？

視点2 管轄集中の合理性

- 事件数の少なさからは、管轄集中が必須
- 管轄ルールからの検討が必要

- ・ 当事者の管轄の利益
- ・ 事件と関係ある場所で裁判をするメリット

専門的な裁判所の体制による事件処理の必要性

- ・ 専門的な体制による審理の充実・迅速の必要性・相当性(視点1)
- ・ 何らかの政策目的

管轄集中の実現には、**<** となる必要



まとめ

- 「専門裁判所」設置には様々な考慮が必要
- 原発が高度に専門的であるだけでは、
「原子力専門裁判所」設置には不十分
- 原発差止めは、法律による「専門裁判所」を
有する特許権等とは比肩できる現状でない